

芦屋市条例第 2 0 号

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 2 1 年芦屋市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与） 第 2 条 （略） 2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。 給料月額 <u>9 0 万円</u> 地域手当 給料月額に<u>1 0 0 分の 1 3</u>を乗じて得た額 3 （略） 4 特殊勤務手当は、月額<u>4 0 万円</u>とする。 5 管理者が、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するときは、期末手当を一般職の給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の 2 第 2 項第 1 号に該当して同条第 1 0 項の規定により失職し、又は死亡した場合におい	（給与） 第 2 条 （略） 2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。 給料月額 <u>1 1 0 万円</u> 地域手当 給料月額に<u>1 0 0 分の 1 6</u>を乗じて得た額 3 （略） 4 特殊勤務手当は、月額<u>3 0 万円</u>とする。 5 管理者が、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するときは、期末手当を一般職の給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。<u>以下「法」という。</u>）第 7 条の 2 第 2 項第 1 号に該当して同条第 1 0 項の規定により失職し、又

改正後	改正前
ても同様とする。 6・7 (略)	は死亡した場合においても同様とする。 6・7 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和9年3月31日までの地域手当に関する経過措置)
- 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は同項中「100分の13」とあるのは「100分の15」と、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は同項中「100分の13」とあるのは「100分の14」とする。